

社会福祉法人伸康会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間 令和８年４月１日～ 令和１０年３月３１日までの２年間

２．内容

【目標１】計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を１０％以上にすること

女性職員・・・取得率を９０％以上にすること

<対策>

- 令和８年 ７月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）
- 令和９年 ４月～ 育児休業取得開始日から５日間を有給とする制度を導入する

【目標２】小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入し、制度の定着を図る。

<対策>

- 令和８年 ６月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和８年１０月～ 制度導入 社内報や説明会による職員への短時間勤務制度の周知
- 令和９年 ４月～ 制度利用状況の把握・フォローアップ研修の実施

【目標３】所定外労働を削減するため、法定時間外労働を一人当たり月３時間以下とする。

<対策>

- 令和８年 ７月～ 職員へのアンケート調査
- 令和８年１０月～ 各部署における問題点の検討・業務効率化の推進
- 令和９年 ４月～ ノー残業デーの実施（週１回以上）

【目標４】計画期間内に、年次有給休暇の取得率を６０％以上にする。

<対策>

- 令和８年 ６月～ 有給休暇取得状況の実態調査および取得促進に向けた計画的付与制度の検討
- 令和８年１０月～ 管理職への有給休暇取得促進に関する周知・指導の徹底
- 令和９年 ４月～ 計画的付与制度の導入および取得状況の定期的な確認・報告体制の整備